特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報保護ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

須坂市長

公表日

令和7年4月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	と取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務	
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)及び関係する法令等に基づき、母子の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施及び勧奨に関する事務 ④妊娠届の受理及び審査に関する事務 ⑤好子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察の勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又は審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 『・起味も述ぎ次で去の公分に悪土・書田・土・台」と思えるは選手を見	
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名管理システム 3. 中間サーバ	
2. 特定個人情報ファイル名	3	
健康管理ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表70の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条	
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表70の項及び番号 省令第2条の表第42、48、71、80、95、96、112、125、161の項	法第19条第8項に基づく主務
5. 評価実施機関における	担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課・医療保険課	
②所属長の役職名	健康づくり課長・医療保険課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求	
請求先	総務部総務課庶務係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話番号 (026)-245-1400 内線3112	
8. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康づくり課保健予防係・医療保険課福祉医療係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話番号 (026)-245-1400 内線3334(健康づくり課)・3338(医療保険課)	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か		7年4月1日 時点				
3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書]		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入	 手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	フークシステムを通	じた提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	複数人での確認や上長によ	くる最終確認など	、複数回にわたって確認を行うようにしている。			

9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[] á	È項目評価又は重点項目評価を実施す	る
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスな使用等のリスクへの対策 けれるリスクへの対策 システムを通じて目的が システムを通じて不正が	対策 〔後託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を® 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策]
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	次の事務取扱者等への教育研 ・事務取扱者への研修 ・特定個人情報を取り扱う情報 に従事する職員への研修 ・保護責任者への研修		する事務	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月18日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上	<情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二 項番69の2及び70	<情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二 項番69の2及び70	事後	
令和3年3月1日	表紙 評価実施機関名	長野県須坂市長	須坂市長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	5②所属長の役職名	健康づくり課長 浅野章子	健康づくり課長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	7請求先	総務部総務課行政改革推進係	総務部総務課庶務係	事後	組織変更
令和3年3月1日	Ⅱ1.2 いつの時点の計数か	2015/4/1	2021/3/1	事後	公表日の計数
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによ	<情報照会> 番号法第19条第7号 <情報提供> 番号法第19条第7号	<情報照会> 番号法第19条第8号 <情報提供> 番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う変更のため
		健康管理システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名管理システム	事後	見直しによる表記の統一
令和4年4月1日	Vリスク対策 8. 監査	[〇]自己点検	[O]自己点検 [O]内部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和4年4月1日	1. 对家人致	2021/3/1	2022/4/1	事後	公表日の計数
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2021/3/1	2022/4/1	事後	公表日の計数
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	⑨市町村が養育医療の給付に要する費用を支 弁した場合のその措置を受けた者等からの費	⑨市町村が養育医療の給付に要する費用を支 弁した場合のその措置を受けた者等からの費	事前	サービス検索・電子申請機能 運用開始に伴う変更
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	3. 中間サーバ	3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能 運用開始に伴う変更
令和5年2月17日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務 付けられる	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	IV 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月18日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月18日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務 付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月18日	IV 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	見直しに伴う修正
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	2022/4/1	2023/4/1	事前	公表日の計数
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2022/4/1	2023/4/1	事前	公表日の計数